

2024 年 12 月 2 日

公益財団法人

租税資料館 事務局御中

中小企業会計学会第 12 回全国大会準備委員会

準備委員長 朱 愷雯（シュ ガイブン）

外国税法等調査研究助成に係る成果報告書

2024 年 11 月 15 日（金）から 17 日（日）にかけて沖縄大学を会場として開催された中小企業会計学会第 12 回全国大会に招聘した原山道崇先生の基調報告およびその後のパネルディスカッションの概要についてご報告申し上げます。

1. 日時・プログラム抄録等

2024 年 11 月 16 日（土）

中小企業会計学会第 12 回全国大会

統一論題「中小企業の成長を支える会計と税務の多面的研究」

第 1 セッション

15:00-16:00 基調報告「韓国における誠実申告確認制度導入の背景と現状」

報告者 原山道崇先生（韓国三逸会計法人 Samil PwC）

司 会 浦崎直浩先生（近畿大学）

16:15-17:20 パネルディスカッション

座 長 浦崎直浩先生（近畿大学）

パネリスト 原山道崇先生（韓国三逸会計法人 Samil PwC）

高見正彦先生（税理士）

久田英詞先生（税理士・公認会計士）

参加者 92 名（会員 67 名、税理士・公認会計士等非会員 25 名）

2. 基調報告およびパネルディスカッションの要旨

基調報告では、パワーポイント資料（全 43 ページ）に基づき 1 時間の基調報告が行われた。基調報告は 4 部構成で次の通りである。

I 誠実申告確認制度

II 誠実申告確認制度適用現況

Ⅲ 複式簿記記帳義務・外部税務調整制度との比較

Ⅳ 中小企業関連の改正案

パネルディスカッションでは、基調報告の内容について事前の打ち合わせに基づいて整理した論点について議論を行った。詳細については、下掲の「パネルディスカッション・進行次第」と「パネルディスカッション・論点整理の表1および表2」を参照されたい。

パネルディスカッションでは、韓国の誠実申告確認制度と日本の書面添付制度について、原山先生から韓国の制度について説明があり、高見先生と久田先生から日本の制度との比較や実務的な観点から質問やコメントがなされた。

まず、座長の浦崎先生から韓国の誠実申告確認制度導入の背景について問題提起があり、その後で、同制度の効果、現状、税理士の責任、納税者へのインセンティブなどについて活発な議論が展開された。原山先生から、韓国では1996年に自主申告納税制度が導入され、その後2011年に誠実申告確認制度が導入されたことについて説明がなされ、韓国の納税申告制度では事業者の売上除外を防ぐためのインボイス制度や現金領収証制度と組み合わせて誠実申告確認制度が機能していることが強調された。

高見先生と久田先生からは、日本の書面添付制度との違いや、税理士の立場、責任範囲について意見が提示された。特に、韓国の誠実申告確認制度が所得税法・法人税法に基づいているのに対し、日本の書面添付制度は税理士法に基づいている点で違いがあることが議論を通じて明らかとなった。また、誠実申告確認制度の効果については、税収増加の直接的な証拠は見られないものの、納税者のコンプライアンス向上に寄与していること、税務調査の頻度は低く（0.1%）で、制度導入による大きな変化は見られないとのことであった。

最後に、制度の将来的な課題や改善点について議論があり、特に中小企業への適用拡大や、税理士の責任範囲の明確化などが議論され、盛会のうちにパネルディスカッションが終了した。

原山道崇先生による基調報告	パネルディスカッション
	 左から、浦崎先生、原山先生、久田先生、高見先生

韓国における誠実申告確認制度 導入の背景と現状

パネルディスカッション進行次第

中小企業会計学会第12回全国大会統一論題
「中小企業の成長を支える会計と税務の多面的検討」
2024年11月16日（土）於：沖縄大学

1

パネルディスカッションの論点

- ① 誠実申告確認制度導入の背景
- ② 誠実申告確認制度の効果と現状
- ③ 韓国誠実申告制度と日本の法人課税における書面添付制度に
対する示唆・課題

3

① 誠実申告確認制度導入の背景

- 韓国自主申告納税制度導入1996年（賦課課税方式から転換）
 - ✓日本昭和22(1947)年から所得税・法人税・相続税で申告納税開始
- 法人課税における確定決算主義の有無（論点整理「表2」質問20）
- 税務コンプライアンスの欠如、租税回避や脱税の横行？
 - ✓1997年韓国通貨危機、2008年リーマンショック
- 韓国国税庁による税務調査(tax audit)の限界
- 2011年税務士等による誠実申告確認制度の導入？

4

② 誠実申告確認制度の効果と現状

1. 税務士と税理士の異同⇒論点整理「表1」質問1
2. 誠実申告確認制度の法律的根拠⇒論点整理「表1」質問2
3. 納税者にとっての意義と効果・制度利用のインセンティブ
⇒論点整理「表1」質問3～質問8
4. 制度導入時の反響・運用実態・税務調査の現況
⇒論点整理「表1」質問9～質問11
5. 添付割合・税務士の責任等
⇒論点整理「表1」質問12、13、14、「表2」質問18
6. 税務調整計算書の実際⇒論点整理「表1」質問15

4

② 誠実申告確認制度の効果と現状

7. 誠実申告確認制度の対象とならない中小法人に対する対応
⇒論点整理「表2」質問23

誠実申告確認制度および外部監査の適用を受けない非上場の中小法人の納税申告の適正性はどのような扱いとなっているのでしょうか。

中小法人で誠実申告確認制度の対象とならない非上場会社は、「株式会社等の外部監査に関する法律」第4条で外部監査の対象となるのでしょうか。

【ご参考】誠実申告制度に関する学術研究からの知見
✓座長作成資料cf.18～

5

③ 韓国誠実申告制度と日本の法人課税における書面添付制度に対する示唆・課題

1. 添付書類のひな形（適正性検証の内容）⇒論点整理「表2」質問17
2. 税務当局以外での活用⇒論点整理「表2」質問16
3. 税務士の使命条項との矛盾の有無⇒論点整理「表2」質問19
4. 日本の勘定科目内訳明細書と書面添付制度の関係
⇒論点整理「表2」質問21、座長作成資料p.25
5. 確定決算主義と帳簿書類の信頼性
6. その他、フロアの先生方からのご質問

6

表1 パネルディスカッション論点整理ーI

原山道崇先生の基調報告	久田英詞先生からの質問等	高見正彦先生からの質問等
I 誠実申告確認制度 1. 誠実申告確認制度とは 2. 誠実申告確認者及び提出時期 3. 誠実申告確認対象者に関する留意事項 4. 誠実申告確認対象者に対するインセンティブ 5. 医療費・教育税額控除① 6. 医療費・教育税額控除② 7. 医療費・教育税額控除③ 8. 医療費・教育税額控除④ 9. 家賃控除 10. 誠実申告確認費用税額控除 11. 税額控除額の否認要件 12. 誠実申告確認義務違反に対する制裁 13. 小規模法人等に対する誠実申告確認制度 14. 小規模法人等に対する誠実申告確認制度のインセンティブ	質問1【税務士と税理士の異同】 誠実申告確認制度には、税務士も大きな役割を担っていると拝察します。制度に関して質問をする前提として、韓国の税務士法における税務士の役割、意義、使命条項等の定めがあるならば、それをご教示下さい。その上で日本との対比をふまえて議論をしたいと考えます。 ⇒座長論文 p.23「図表13」参照 質問2【誠実申告確認制度の法律的根拠(条文)】 誠実申告確認制度が、税務士法その他の法律で具体的にどの様に規定されているのでしょうか。関連する条項があればそれをご紹介下さい。 ⇒座長論文 p.9「図表3」、p.11「図表5」参照 質問3【納税者にとっての意義と効果】＊ 誠実申告確認制度は、納税者にとって、どの様に受け止められているのでしょうか。一つの制度としての認知はされているのでしょうか。それとも税務士に一任している税務書類の一つに含まれるとして、あまり認知されていないのでしょうか。納税者の税務申告に対する姿勢を正しくする効果はいかほどであると評価されているのでしょうか。	質問4【3 誠実申告確認対象者に関する留意事項】 用語の質問 クレジットカード税額控除額とは「カード決済によるインセンティブでしょうか」 質問5【4 誠実申告確認対象者に対するインセンティブ】＊ 誠実事業者及び誠実申告確認対象事業者標準税額控除の記載欄は所謂確定申告書に設けられているのでしょうか 質問6【5 医療費・教育税額控除①】＊ 我国の場合確定申告書の所得控除欄に医療費控除欄が設けられているが、韓国において事業者は医療費控除に関しては所得控除又は税額控除は受けられないか 質問7【6 医療費・教育税額控除②】＊ 所得税法第59条の4第9項 クレジットカード加盟店、、、加入事業者とはインボイス発行事業者又は加盟する事により国税と紐付けやすく売り上げが明確化されるのか 質問8【韓国ではスムーズな普及をはかる為、納税者も税務代理人にもインセンティブを含む税額控除が我が国に比べ多いと思われますが、これはインセンティブの効果が高いと思われますか。】＊ ➤ スライド6 誠実申告確認対象者に関する留意事項における共同事業が対象になるかに対して ➤ 10 誠実申告確認費用税額控除の適用範囲拡大で改正後は一部の事業者のみであっても税額控除は適用に拡大されたという事が回答でしようか。
II 誠実申告確認制度適用現況 1. 法人事業者の調査現況 2. 個人事業者の調査現況 3. 誠実申告確認制度適用現況（個人事業者・法人事業者）	質問9【運用実態】＊ 個人事業者と小規模法人等には、インセンティブが付与される一方、義務違反による制裁も科されています。実際問題として、誠実な申告（適正納税）にどれくらい寄与しているのでしょうか。またどれくらい制裁を受けている実態があるのでしょうか。 質問10【制度導入時の反響】＊ 制度導入に際して、税務士側の反応はいかなるところであったのでしょうか。使命感あるいは職域の拡大（収益拡大）の機会として前向きに捉えられたのでしょうか、それとも自らの義務責任の拡大に対して躊躇がみられたのでしょうか。はたまた国家からの要請として受け入れざるを得ないという風潮だったのでしょうか。	質問13【誠実申告確認制度を行った税務士等の責任度合い】★ 質問14【税務士自身の申告に関して自身が誠実申告確認を行えますか】

	質問11【税務調査の現況等に関して】 誠実申告確認制度適用者における調査件数や増差所得のデータはいかなるものでしょうか。あるいは、ほとんど調査が行われていない（あるいは行えていない）というのが実際なのでしょうか。 質問12【添付割合】 誠実申告確認制度適用事業者の内、誠実申告確認書が提出できていない個人事業者の数（割合）は、2022年度では、321,963 者－263,700 者＝58,263 者（約 18％）であり、逆算すれば添付割合は約 82％であると理解してよろしいでしょうか。 また、2023 年度における法人の場合は、中小企業法人が 188 千社、一般法人が 14 千社、合計 202 千社が確認書添付法人と考えればよろしいですか。この理解が正しいとすれば、適用事業者の数がわかりませんので割合は算出できませんが、全法人数 1033 千社に対しては約 19.5％の添付率と考えてよろしいですか。	
Ⅲ 複式簿記記帳義務・外部税務調整制度との比較 1. 複式簿記記帳義務・外部税務調整制度との比較 2. 複式簿記記帳義務① 3. 複式簿記記帳義務② 4. 複式簿記記帳義務③ 5. 外部税務調整制度① 6. 外部税務調整制度②	質問15【税務調整計算書の実際】 税務調整計算書には、どんな添付資料が必要になるのでしょうか。例えば日本では、計算書類のほか勘定科目内訳明細書などがあります。韓国では、日本における税務申告書の添付資料のいくつかが誠実申告確認書の添付資料に置き換わっている部分があるのでしょうか。	
Ⅳ 中小企業関連の改正案 2024 年税法改正の大綱 [参考] 中小企業等基準検討表 [参考] 中小企業等基準検討表 1. 統合雇用税額控除の類型別支援方式を改編（租特法§29 の 8） 2. 統合雇用税額控除の事後管理を廃止及び制度簡素化（租特法§29 の 8） 3. 統合投資税額控除の漸減構造の導入（租特法§24①） 4. 統合投資税額控除増加分控除率の引き上げ（租特法§24①） 5. 統合投資税額控除対象から賃貸事業者の賃貸用資産を排除（租特法§146） 6. 研究・人材開発費の税額控除の漸減構造を導入（租特法§10①） 7. 国家戦略技術など関連税額控除の適用期限を延長（租特法§10①、§24①） 8. 中堅企業の範囲調整（租特令§6 の 4、§9） 9. 中小企業基準の超過時、中小企業卒業猶予期間の延長（租特令§2②） 10. 電子申告税額控除の縮小（租特法§104 の 8・租特令§ 104 の 5）		

表 2 パネルディスカッション論点整理－2

久田英詞先生からの包括的質問	座長からの質問
質問 16【税務当局以外での活用】 税務当局以外（例えば金融機関など）がこの確認書を与信判断や取引先信用調査等に活用している現状があるのでしょうか。具体例など教えていただけますでしょうか。	質問 21 確定決算主義において中小法人の計算書類の信頼性の検証は申告確認制度において前提とされているのか：中小法人の計算書類の信頼性の検証
質問 17【添付書類のひな形】 誠実申告確認書とその添付書類の 3 つの書類のひな形を事前に共有いただけませんか。特に税務士がどの様に自由記述すべき項目があるのかに興味があります。日本の書面添付制度における、計算し整理した事項、顕著な増減事項、相談に応じた事項、総合所見などの記載欄に相当する項目がいかにかに定められているか興味があります。誠実申告確認結果事業者確認事項、とはどんな内容の書類でその意図するところは何でしょうか。 ⇒座長論文 p.18「図表 10」参照	質問22 勘定科目内訳明細書と書面添付は重複した制度ではないのか
質問 18【税務士の責任限定】★ 誠実申告確認書の書式を参照すると、確認書の作成責任は税務士にあり、提出責任が納税者事業者にあると考えれば良いのでしょうか。この場合、税務士の責任を限定するために、納税者との間に交わすべき書類などのやりとりはいかになされているのでしょうか。根拠資料や帳簿を納税者が誠実に作成されないとそもそも確認作業は有効に成り立たないと思われれます。あるいは税務士がこれらを全て代行的に請け負って（いわゆる記帳代行的に）いる場合、完全網羅的な記帳代行や確認には限界があるように思われれますので、ご質問した次第です。	質問 23 法人課税における書面添付義務化は必要か
質問 19【税務士の使命条項との矛盾は】 税務士法 1 条の 2 によれば、税務士は納税者の権利を保護する立場でありつつも、納税義務の誠実な履行に寄与するとなると、課税庁と納税者との見解の対立、いわば白黒はつきりしかねる問題に直面したとき、税務士の取るべき立場はどうなるのでしょうか。 納税者の権利擁護が使命であるとなると、日本の弁護士的な立場を取り、明らかに納税者側に立つ立場になると思われれますが、実際いかがでしょうか。そういう立場の税務士が、誠実申告確認書を作成したとして、課税庁はどこまでそれを信頼していることになるのでしょうか。疑問が生じます。（比較 日本の税理士法 1 条 独立した公正な立場で・・・）	質問 24 誠実申告確認制度および外部監査の適用を受けない非上場の中小法人の納税申告の適正性はどのような扱いとなっているのでしょうか。 中小法人で誠実申告確認制度の対象とならない非上場会社は、「株式会社等の外部監査に関する法律」第 4 条で外部監査の対象となるのでしょうか。
質問 20【確定決算主義】 法人の税務申告においては、わが国にいわゆる確定決算主義のような制度は存在するのでしょうか。決算書の作成責任は法人側にあるのでしょうか。このとき、日本で行われている決算書の利益に基づいて税務申告調整をして所得を算定するといった具合に、韓国の企業が作成する決算書と税務調整計算書とは、有機的に関連づけられているものなのでしょうか。	